

仕 様 書

1. 件 名：東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館樹木剪定・移植等作業
2. 概 要：東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館収蔵庫増築工事に伴う敷地内樹木の剪定，移植等作業を行う。
3. 場 所：〒229-0021 神奈川県相模原市高根 3-1-4
東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館
4. 数量、対象樹木：全 172 本（対象樹木は別紙樹木リスト表を参照）
5. 完了期限：
平成 22 年 4 月 20 日（火）
6. 作業内容（別紙樹木リスト表及び現状位置図を参照のこと）
 - (1) 移植する樹木は、移植できる大きさまで剪定をするものとする。
 - (2) 移植は当館敷地内とし、移植先及び時期等については当館担当者と現場にて打ち合わせの上確定し、その指示に従うものとする。ただし、移植距離については敷地内最大限の距離で見ておくものとする。
 - (3) 剪定する樹木は、道路を新設するため、道路にはみ出した枝等を剪定するものとする。
 - (4) 抜根後の盛り土（復旧）は原則行わないこととする。
 - (5) 剪定・抜根による発生材についての産業廃棄物処分も本案件に含めるものとする。
 - (6) 該当敷地内には、約 40 トンの発生材が別途あり、発生材の産業廃棄物処分作業も本案件に含めるものとする。
 - (7) (6) の発生材についてはおおよその数量であり、(5) の発生材処分とともに、実際に処分された際の数量により確定させるものとする。
 - (8) (7) の数量を確定させるため、廃棄処分した際の産業廃棄物管理票等を記録として残し、当館に提出するものとする。
7. その他
 - (1) 請負者は責任者（監督者）を指名し、作業期間中は現場に立ち会う事。
 - (2) 作業に必要な機械・工具類及び資材は請負者が搬入・持参する事。
 - (3) 作業期間中、入館時から退館時まで発注者承認済の腕章を着用のうえ作業を行う事。
 - (4) 大型重機（クレーン車等）を使用希望の場合は、事前に発注者に相談する事。
 - (5) 作業業務は、月曜日～土曜日までの 9 時から 17 時までとする。入館時・退館時及び随時の出入りに関しては、当館担当者の指示によるものとする。
 - (6) 建物内の使用（トイレ含む）にあたっては当館担当者の指示によるものとする。
 - (7) 当館担当者が検査（確認）を行うときは、請負者は当該検査に立ち会い、不備な箇所は速やかに手直しを行う事。
 - (8) 作業により発生した樹木・残材等不要物品は、請負者が責任を持って搬出・処理を行う事。
 - (9) 完了検査は、完了報告書及び別紙樹木リスト表・図面を基に、発注者・請負者双方立ち会いのもと行うものとする。
 - (10) 作業完了後は、後片付け及び清掃を行う事。
 - (11) その他不明な点は、当館担当者の指示によるものとする。